

# 第194回

## 群馬県都市計画審議会

### 議事録

開催日時 令和2年11月12日(木)  
午前10時05分～11時40分  
場 所 群馬県庁7階 審議会室

## 第194回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和2年11月12日(木) 午前10時05分～11時40分
- 2 場 所 群馬県庁7階 審議会室
- 3 出席委員 丸山 和貴、大澤 昭彦、田中 麻里、齋藤 利志子、小林 享、  
土井 弘次(代理 宮川 隆巳)、幸田 淳(代理 宗田 功)、  
後藤 克己、斉藤 優
- 4 欠席委員 萩原 清己、小山 洋、茂原 莊一、伊藤 清、穂積 昌信、野村 洋一
- 5 事務局幹事出席者  
都市計画課 眞庭課長、青木室長、矢島次長、小島次長  
建築課 西田次長
- 6 議案  
  
第1号議案 桐生都市計画区域区分の変更(第8回定期見直し)  
について  
  
第2号議案 太田都市計画区域区分の変更(第8回定期見直し)  
について  
  
第3号議案 館林都市計画区域区分の変更(第8回定期見直し)  
について  
  
第4号議案 渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置  
について
- 7 議事概要 別紙のとおり

## 第194回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝眞庭課長)

お待たせいたしました。

ただ今から、第194回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の眞庭でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在9名が出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。

それでは、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第194回の群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして、御苦勞様でございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が4件でございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(眞庭課長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

議案の説明は事務局からいたします。御了承をお願いします。

議事に先立ち、本日の議事録署名人をお二方指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。本日については、大澤委員さんと小林委員さんをお願いしたいと思います。

続きまして、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(矢島次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らしまして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

そういうことなのですが、公開するということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは、公開ということにさせていただきます。

事務局は、傍聴者を入場させてください。

(丸山会長)

傍聴者はいないのですか。

傍聴者はいないということですので、早速、審議に入りたいと思います。

ただ今から議案の審議を行います。

最初に、第1号議案「桐生都市計画区域区分の変更 第8回定期見直しについて」を上程いたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

(小島次長)

都市計画課次長の小島と申します。着座にて説明させていただきます。

第1号議案の説明の前に「区域区分の変更」について御説明いたします。

第1号議案から第3号議案の「区域区分の変更」とは、まず一つ目としましては、人口フレームという市街化区域内における将来人口と、二つ目としまして、市街化区域と市街化調整区域の境界を変更すること、その二点でございます。境界を変更する案件のうち、多くを占める市街化調整区域から市街化区域に編入する区域には、「すでに市街地を形成している区域で、市街化区域に編入することで引き続き良好な都市環境、住環境の保全を図ることが出来る区域」、いわゆる既成市街地というものがございます。それから、もう一つの種類としましては、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」の二つの種類がございます。

それでは、第1号議案「桐生都市計画区域区分の変更 第8回定期見直しについて」を御説明いたします。

お手元の議案書1ページと併せまして、添付図面の図-1又はスクリーンを御覧ください。

今回、区域区分を変更する箇所は赤線でお示した区域となります。

変更区域の相生町二丁目山廻地区は、総括図の中央部の青線でお示しております主要地方道前橋大間々桐生線の渡良瀬川に架かる赤岩橋の南部に位置しています。

お手元の議案書2ページを御覧ください。

議案書の御説明をさせていただきます。

「桐生都市計画区域区分を次のように変更する、1. 市街化区域及び市街化調整区域の

区分、計画図表示のとおり」、とありますが、こちらは後ほど御説明いたします。

2. 人口フレームについては、令和7年に市街化区域の人口は317,800人と予測され、一方で現在の市街化区域に収容できる人口が319,200人であり、収容可能人口に対して推計人口が下回っており、住居系の新たな市街地を拡大する余地がないことを示してございます。

なお、この数値は、東毛広域圏全体の数値を示しております。

お手元の議案書3ページをご覧ください。

変更理由につきましては、人口フレーム及び区域区分を適切に見直すものであります。

それでは、変更区域について、御説明いたします。

お手元の添付図面の図-2又はスクリーンを御覧ください。

変更前の区域区分境界を黒線、変更後の区域区分境界を赤線で示しております。

本地区は、渡良瀬川右岸側の急傾斜地崩壊危険区域沿いに位置しており、現在の区域区分境界は急傾斜地崩壊対策事業施工前の法下の地形で設定しております。今回、県事業により急傾斜地崩壊対策事業としてコンクリート擁壁が設置され、地形地物の変更が生じたことから、区域区分の境界を実態に合わせて変更するものです。

添付図面の図-3又はスクリーンを御覧ください。

参考図にて御説明いたします。

水色で示した線が変更後の区域区分境界、また紫色で示した範囲が急傾斜地崩壊危険区域となります。

県事業により急傾斜地崩壊対策事業としてコンクリート擁壁が水色で示した線に沿って設置されたため、区域区分の境界を実態に合わせて変更を行うものでございます。

添付図面の図-4又はスクリーンを御覧ください。

ただいま御説明しました、第1号議案につきましては、表のとおり手続きを進めてきましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わりにいたします。

御審議をよろしく申し上げます。

(丸山会長)

それでは、本議案に関しまして御意見や御質問がありましたら、お願いします。

(大澤委員)

内容について疑問はありませんが、確認したいのですが、添付図面の2ページ、この右

下に変更前と変更後、市街化調整区域と市街化区域とありますが、図を見ると市街化区域から市街化調整区域になった場所もあるように見えますが、これについては何でしょうか。

(事務局)

ただ今の御質問につきましては、図－２の計画図を御覧いただきますと、赤線が新しく変更する線になっておりまして、黒が変更前の線になります。黄色く塗ってある所が、変更前の市街化区域の範囲になっておりまして、この赤線に沿って市街化区域と調整区域の境目が変わりますので、例えば、小さくて恐縮なんですけど、真ん中あたりの９番から１０番の所の黄色い部分というのは、今度調整区域になります。一番上の方の１から３と表示されている道路沿いの所、ここは逆に今は白くなっていますが、市街化区域に編入されるというふうになりまして、市街化区域になる所と、逆に調整区域になる所が出てくるのはそのとおりでございます。

(大澤委員)

この表現は、どういう意味なのでしょう。

(事務局)

失礼しました。確かに変更前、市街化調整区域だったところが市街化区域としか表現していませんが、正確に言うと、市街化区域であったものが調整区域になるところがありますので、本来であれば右下の表には、両方が書かれるべきだと思います。失礼しました。

(丸山会長)

他にございますでしょうか。

ないようなら、御意見を伺いたいと思います。

第１号議案について、原案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

異議はないと認め、そのように決定させていただきます。

続きまして、第２号議案「太田都市計画区域区分の変更 第８回定期見直しについて」を上程いたしますので、事務局から説明をお願いします。

(小島次長)

それでは続きまして、第２号議案「太田都市計画区域区分の変更 第８回定期見直しについて」をご説明いたします。

お手元の議案書４ページと併せまして、添付図面の図－５又はスクリーンを御覧ください。

本議案も、人口フレームと市街化区域及び市街化調整区域の区分について見直しを行う

ものでございます。

今回、区域区分を変更する箇所は赤線で囲まれた8つの区域となります。

1番の東金井東今泉地区は、太田市北東部に位置し、北関東自動車道の太田桐生インターに隣接しています。

2番の別所脇屋地区は、太田市中心部からやや西に位置し、主要地方道前橋館林線沿いの既存の別所脇屋工業団地が立地しています。

3番の飯塚東矢島地区は、太田市中心部で太田駅から南に約2キロメートルに位置し、既に市街地を形成している地区となっております。

4番の富若地区は、太田市北東部で国道50号沿道の太田東部工業団地の南に位置しております。

ただかり

5番の只上地区は、太田市北東部で国道50号沿道の太田東部工業団地の西側に位置しています

こがない

6番の別所脇屋新田小金井地区は、太田市中心部からやや西に位置し、主要地方道前橋館林線沿いで、新田東部工業団地の北及び南東に隣接しており、2番の別所脇屋地区の北側に位置しております。

7番の新田上中地区は、太田市西部で伊勢崎市との境界に位置し、境北部工業団地の北に隣接してございます。

8番の丸山地区は、太田市北東部の国道50号沿道で、おおた渡良瀬産業団地の南側に位置しております。

お手元の議案書5ページを御覧ください。

議案書の御説明をさせていただきます。

「太田都市計画区域区分を次のように変更する、1番の市街化区域及び市街化調整区域の区分、計画図表示のとおり」とありますが、こちらは後ほど御説明いたします。

2番の人口フレームにつきましては、先ほどの第1号議案の内容と同様となりますので省略させていただきます。

お手元の議案書6ページを御覧ください。

変更理由につきましては、人口フレーム及び区域区分を適切に見直すものでございます。

それでは、変更区域について、御説明いたします。

まず、1番の東金井東今泉地区です。

お手元の添付図面の図-6又はスクリーンを御覧ください。

赤線で囲まれた区域が今回変更する区域になります。

北関東自動車道太田桐生インターに隣接し、国道122号を東西に挟んだ区域で、交通優位性を活かした流通系業務の集積を図るもので、おおむね10年以内に優先的かつ計画

的に市街化を図るべき区域として、民間事業者による開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

添付図面の図－7又はスクリーンを御覧ください。

土地利用計画について説明いたします。

赤線が今回市街化区域に編入する区域で約42.1haあります。そのうち青線で示した範囲が事業区域で、約17.3haとなっています。

その他、緑線で示した範囲が既存の東金井工業団地、既存住宅地、既存で流通系の事業所が立地するなど、主に現況で宅地化された区域となっており、事業区域と併せて今回市街化区域に編入するものでございます。

また、灰色で道路、青色で調整池をお示ししてございます。

本地区の用途地域につきましては、事業区域を主に工業専用地域、現況宅地化された区域を主に工業地域とする予定となっております。

次に2番の別所脇屋地区です。

お手元の添付図面の図－8又はスクリーンを御覧ください。

赤線で囲まれた区域が、今回変更する区域になります。

主要地方道前橋館林線の南側に接した区域で、既存の別所脇屋工業団地が立地しており、すでに市街地を形成している既成市街地として、市街化区域に編入するものでございます。

添付図面の図－9又はスクリーンを御覧ください。

土地利用計画について御説明いたします。

黒線が今回市街化区域に編入する区域で約32.8haあり、既に宅地化された区域となっております。

本地区の用途地域につきましては、前橋館林線沿道部及び周辺の住宅地等に隣接する部分を準工業地域とし、その他は工業専用地域とする予定となっております。

次に3番の飯塚東矢島地区でございます。

お手元の添付図面の図－10又はスクリーンを御覧ください。

黒い点線で囲まれた区域が、今回変更する区域になります。

ここは、太田市中心部で太田駅から南に約2キロメートル、国道407号線の東部に位置しており、生活利便性に優れており、すでに市街地を形成している既成市街地として、市街化区域に編入するものでございます。

現況の主な土地利用としましては、市民会館、消防署、バスターミナル、小学校、中学校、高校、病院及び福祉施設等が立地しており、周辺の市街化区域と一体の市街地が形成されております。

なお、地区内に残る農地等につきましては、主に住宅地の開発と一部商業系の開発が予定されています。

添付図面の図－11又はスクリーンを御覧ください。

土地利用計画について御説明いたします。

赤線が今回市街化区域に編入する区域で約58.6haとなっております。

当該区域内の着色した箇所が新規開発を予定しているエリアでございまして、赤色で示した箇所が住宅地、黄色で示した箇所が業務系、ピンク色で示した箇所が商業系の土地利用を予定しております。

また、灰色で道路、青色で調整池をお示ししております。

スクリーンを御覧ください。

本地区の用途地域につきましては、現況の土地利用、新規開発計画及び地区周辺の土地利用を踏まえて、第一種中高層住居地域、第二種中高層住居地域、第一種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域とする予定となっております。

次に4番の富若地区でございます。

お手元の添付図面の図-12又はスクリーンを御覧ください。

赤線と黒い点線で囲まれた区域になります。

太田市北東部で国道50号沿道の太田東部工業団地の南に位置しており、隣接する工業団地と一体的に土地利用を図るもので、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、民間事業者による開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

添付図面の図-13又はスクリーンを御覧ください。

土地利用計画について御説明いたします。

赤線が今回市街化区域に編入する区域で約8.2haとなっており、全域が事業区域となっております。

その他、灰色で道路、青色で調整池をお示ししてございます。

本地区の用途地域につきましては、隣接する既存工業団地の用途地域と同じ準工業地域とする予定となっております。

ただかり

次に5番の只上地区でございます。

お手元の添付図面の図-14又はスクリーンを御覧ください。

赤線と黒い点線で囲まれた区域になります。

太田市北東部で国道50号沿道の太田東部工業団地の西に位置しており、隣接する工業団地と一体的な土地利用を図るものでございまして、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、民間事業者による開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

添付図面の図-15又はスクリーンを御覧ください。

土地利用計画について御説明いたします。

赤線が今回市街化区域に編入する区域で約9.3haとなっております。

その他、緑で示した範囲が既存住宅になり、道路で区切られた一体のエリアとして、事業区域と併せて今回市街化区域に編入するものでございます。

本地区の用途地域につきましては、隣接する既存工業団地の用途地域と同じ準工業地域とする予定となっております。

こがない

次に6番の別所脇屋新田小金井地区でございます。

お手元の添付図面の図-16又はスクリーンを御覧ください。

赤線と黒い点線で囲まれた区域になります。

太田市中心部からやや西に位置し、主要地方道前橋館林線沿いで、新田東部工業団地の北及び南東に隣接しており、先ほど説明いたしました別所脇屋地区の北側に位置しております。

今回は隣接する新田東部工業団地と一体的な土地利用を図るもので、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、民間事業者による開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

添付図面の図-17又はスクリーンを御覧ください。

土地利用計画について御説明いたします。

赤線が今回市街化区域に編入する区域で約34.8ha、そのうち青線で示した範囲が事業区域で、約28.4haとなっております。

その他、緑線で示した範囲が既存の事業所、店舗が立地するなど、主に現況で宅地化された区域となっており、事業区域と併せて今回市街化区域に編入するものでございます。

スクリーンを御覧ください。

本地区の用途地域につきましては、東側に隣接する住宅地側への環境保護に配慮したエリアと主要地方道前橋館林線沿線の商業系の事業を想定したエリアを準工業地域としまして、その他は工業専用地域及び工業地域とする予定となっております。

次に、7番の新田上中地区でございます。

お手元の添付図面の図-18又はスクリーンを御覧ください。

赤線と黒線で囲まれた区域になります。

太田市西部で伊勢崎市との境界に位置し、伊勢崎市から太田市にまたがる境北部工業団地の北側に隣接し、既存工業団地と一体的な土地利用を図るもので、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、民間事業者による開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

添付図面の図-19又はスクリーンを御覧ください。

土地利用計画について御説明いたします。

赤線が今回市街化区域に編入する区域で約7.3haとなっており、全域が事業区域となっております。

その他、灰色で道路、青色で調整池をお示ししています。

本地区の用地地域につきましては、隣接する既存工業団地の用途地域と同じ工業専用地域とする予定となっております。

次に、8番の丸山地区でございます。

お手元の添付図面の図-20又はスクリーンを御覧ください。

赤線と黒点線で囲まれた区域になります。

太田市北東部の国道50号沿道で、おおた渡良瀬産業団地の南側に位置しております。

今回は隣接するおおた渡良瀬産業団地、太田流通団地及び太田リサーチパークの合計で100haを超える産業拠点の就業者や周辺既存集落の生活利便性の向上、コミュニティの維持を図るために、ホームセンターやスーパー等の生活利便施設の立地を目的としまして、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、太田市土地開発公社による開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

添付図面の図-21又はスクリーンを御覧ください。

土地利用計画について御説明いたします。

赤線が今回市街化区域に編入する区域で約8.5ha、そのうち青線で示した範囲が事業区域で、約5.2haとなっております。

その他、緑で示した範囲が既存の店舗が立地するなど、主に現況で宅地化された区域となっており、事業区域と併せて今回市街化区域に編入するものでございます。

本地区の用途地域につきましては、隣接する用途地域や立地予定の建築物を踏まえて、準工業地域とする予定となっております。

次に、添付図面の図-22又はスクリーンを御覧ください。

ただいま御説明いたしました第2号議案につきましては、表のとおり手続きを進めてきましたが、原案に対する公述の申出が1名あり、また意見書の提出も1件ございました。

意見書が提出された場合には、都市計画法第18条第2項の規定に基づきまして、意見書の要旨を都市計画審議会に提出しなければならないとされておりますので、当該規定に基づきまして、お手元の議案書7ページのとおり提出させていただいております。

なお、7月31日の公聴会での要旨につきましては、意見書と同様のものとなっております。

議案書7ページと併せましてスクリーンを御覧ください。

当該意見書は、地区番号3の飯塚東矢島地区について提出されたもので、意見書の要旨は次のとおりでございます。

飯塚東矢島地区について、区域内に公共の福祉として最も守るべき小学校があります。市街化区域に変更した後では、土地所有者等である業者の権利が強くなり、地域・学校関係者の意見が反映しづらくなることが懸念されます。小学校の学びの環境に影響を与えないように、地区計画等である程度の制限をすべきと思います。どのように小学校を守るの

か見届けていただきたいと思います。

これに対する太田市の意見は次のとおりでございます。

児童の学びの環境に影響を与える恐れのある遊戯施設や風俗施設は、地区計画により制限をします。道路管理者や学校関係者及び警察等との協議を踏まえ、適切な整備及び交通規制などの対策を講じます。

また、個別の開発行為につきましては、具体的な計画段階において必要に応じ、治安や交通の観点などについて市及び事業者側から関係者への説明などを行うなど、合意形成を図りながら進めていきたいと考えています。

この太田市の意見を踏まえた上で、意見書に対する県の見解につきましては、次のとおりでございます。

飯塚東矢島地区は、一定程度の市街地を形成しており、すでに市街化区域に変更する要件を満たしているため、今回区域区分の変更を行うものです。また、太田市は区域区分の変更と併せて、本地区にふさわしい土地利用を実現するために、用途地域及び地区計画を決定し、小学校の学びの環境に影響を与えないような制限を行うこととしています。

今後、新たな開発が行われる場合には、具体的な計画段階において必要に応じて、太田市や事業者が関係者等への説明を行うなどにより、合意形成を図りながら進める予定としています。

以上を踏まえて、都市計画手続きは案のまま進めることとします。

以上のとおり、意見書の提出がありましたが、本都市計画案と太田市が決定しようとする用途地域及び地区計画の案、さらに太田市と事業者の開発計画の進め方等、当該意見に十分に対応出来ていると判断されるため、都市計画手続きを案のまま進めることとしております。

以上で第2号議案の説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願いします。

(丸山会長)

それでは、ただ今説明していただきました本議案につきまして、何か御意見・御質問があればお願いいたします。

地区が8カ所と多くございます。個別の御質問でも、全体に関する御質問や御意見でも構いませんので、よろしくお願いします。

(小林委員)

質問と確認ですが、用途地域の説明があつて、わかつたところもありますが、準工業にするか工業にするかは、特に娯楽系の施設の制約が違ってくると思います。それで、例えば工業専用地域にするか準工業地域にするか、準工業地域は何でも建てられますね。住宅でも商業施設でも何でも建てられますが、工業地域だと娯楽性の施設は制約を受けます。例えば、図-17ですか。工業地域と準工業地域が、その辺、狙いがあつてやっている

と思いますが、こういう所とかですね。それと、図－７の太田桐生ＩＣの所の用途地域の説明を聞き漏らしたのですが、ここはどういう用途を指定するのでしょうか。

(事務局)

図－７のＩＣの所ですね。

ＩＣのすぐ南の所の造成を予定している範囲は、工業専用地域ということで太田市は考えております。残りの既に宅地化されている部分が南の方にありまして、こちらは工業地域となります。

(小林委員)

上の細かい部分の、道路計画がある細かい所は工業専用地域。それなら、娯楽施設はできないですね。わかりました。

比較的、例えば将来何かいろいろ利用されるような所を準工にしてしまうと、何でも建ってしまうので、そういうのを抑制するという意味では工業地域に指定しておいた方がいいかなと思います。

(事務局)

補足ですが、今説明した地区の中で一部、準工業地域を指定している部分がございます。それは、工業専用だと危険物を扱ったりできますので、住宅に近い部分というのは準工にさせていただきます。

ただ、その場合、今委員も仰ったように娯楽施設もできてしまうので、用途地域とプラスして地区計画でパチンコ店など娯楽施設をしっかりと規制をした上で、かけるということにしています。

(小林委員)

そうですね。地区計画をかけて誘導した方がいいですね。了解しました。

(丸山会長)

他にはどうでしょうか。

(後藤委員)

個別のことで教えていただきたいのですが、富若地区の図面を見ると太陽光発電と書いてありますが、既にこうなっているものをあえて市街化区域に編入する理由を聞きたいのですが。

(事務局)

ここは、開発事業者が民間なんですが、ここに工業団地を造成したいということで、地権者と話を進めておりまして、太陽光パネルは一旦撤去しますが、工場の屋根等に再設置するという話で進めていると聞いております。

(後藤議員)

わかりました。

あと、小林委員とやや近い質問なんですけど、6と7の別所脇屋と新田上中地区が、いわゆる商業利用を想定したものになっていますが、エリア的に見ますと、いわゆる郊外に大きな商業施設というものができる可能性があるのかなというふうに考えますと、この間、県としては、こういう郊外開発はなるべく抑制して、コンパクトなまちづくりをしようという考え方と整合がどのように太田市とされたのかというのが非常に気になるので、その辺の経過を教えてくださいませんか。

別所脇屋新田小金井地区と、前橋館林線沿いに商業施設を作るという、図でいいますと17ですか。県道沿いが商業利用と書いてあるので。

(事務局)

ここは、緑の区域を含めて既存の商店がいくつか建っている所なんです。なので、委員が仰ったように大規模な商業施設ができる環境にはそもそもない所です。

(後藤委員)

ここは大丈夫ということですね。

奥の方の上中地区は、ホームセンターなどになっていますが、50号沿いで。

(事務局)

図の21番ですか。

(後藤委員)

そうです。

(事務局)

緑の枠で囲った範囲には、既にいくつかの店舗ができておまして、今回、北側の方ですね、青で囲った所にホームセンターやスーパーができるということで、実はここは、渡良瀬産業団地や反対側に流通団地がございまして、かなり大規模な工業団地、100haをゆうに超えております。今回、前回審議していただきましたマスタープランの中で、基本的に大規模商業施設というのは抑制していきたいと思っています。

とはいっても、こういった大規模な工業団地で、4車線以上の幹線道路に隣接している所とか、IC周辺につきましては、店舗の敷地を絞って、従業員のための施設ですとか、この周辺には既存の集落がございまして、そういった方の買い物対策としまして、こうやって限定をさせていただいて商業施設を可能にするという整理をしております。

今回、その場所に該当するという整理を太田市もして線引きをする、というふうにしております。

(事務局)

前回御審議いただきました区域マスタープランの中で、商業系につきまして、郊外にお

ける新たな商業地の拡大は原則抑制するということは書かせていただいております。ただし、今回、マスタープランの改定にあわせて、どこも駄目ということではなく、ある程度整理した上で商業開発も認めましょうということで、想定されるケースとして三つほど規定させていただいております。

一つは、主な利用客を100ha以上の工業団地関係者及び周辺集落の居住者がある場合というもので、今回はこれに該当してございます。その際、配慮事項としましては、次長が申したとおり、4車線以上の幹線道路沿道又は高速道路のIC周辺、周辺に大規模な小売店舗が存在せずに、床面積が小規模なものというようなことを規定しております。

その他、あと2項目、規定をあげてございまして、主な利用客を工場関係者の方若しくは周辺集落の居住者に加えて、同一市町村内及び広域圏の居住ということで、これについても立地適正化計画などと整合を図りながら、既存の施設と競合しない範囲で認めていきますというのがもう一つ。

それと最後が、主な利用者が県外を含む広域的な、観光的な観点を含めた施設については認めていきたいと思いますという3項目をケースとして認めております。一応、それは前回御決定していただきましたマスタープランの中で整理をさせていただいております。以上でございます。

(後藤委員)

わかりました。以上です。

(田中委員)

図の15ですが、新たに工業系の土地利用ができる所に、ぽつんと緑の現況が出てくる所がありますが、新たに道路が通ることにもなっていますが、緑の所の現況はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

緑の場所につきましては、一般の住宅が建っている所でございます。

(田中委員)

その住宅の方は、こういう計画になるということを御存じで、説明とかもされているのか、その辺を教えてくださいたいのですが。

(事務局)

これにつきましては、市及び開発事業者から説明済みで、特に意見等もございません。

(田中委員)

ありがとうございました。

(丸山会長)

その他にいかがでございますか。

(大澤委員)

2点質問があります。

1点目は、先ほど課長からも説明のあった件に関連するのですが、全地区共通して上位計画でどういう位置づけにあるのかという説明がないと、この計画が果たして適切なのかどうか判断しにくいと思っております。とりわけ、番号1番でしょうか。他の地区と違って、既存の市街化区域に連たんしていない、独立して今回市街化区域に編入するエリアがあって、このエリアは県の区域マスタープランとか、太田市の都市計画マスタープランないし立地適正化計画でどういう位置づけにあるのかということをお教えいただきたいのですか。

(事務局)

前回も大澤委員の方から、個別の地区をやるときにマスタープランでどういう位置づけがあるかという説明をということで、今回それが欠落しておりまして、まずはお詫び申し上げます。

今回編入します産業地域の位置づけですが、前回のマスタープランで示させていただいた中で、産業拠点については、既存の工業・流通団地の操業環境の保全・育成、高速交通網を活かした計画的な土地利用に基づく新たな産業団地など、周辺環境に配慮した拠点を目指すということで、基本的に産業拠点というものをマスタープランの中で位置づけて、既存工業団地については産業拠点にすべき、そしてそれを拡張したものが今回の位置づけとなっております。

それから、御質問のありました1番目につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、高速道路ICの周辺ということで、その土地利用を図る上での新たな産業拠点ということで位置づけの方をさせていただいております。実際の産業拠点として、既存の工業団地の他に新たに位置づけましたものが2つございまして、一つは太田強戸スマートインターチェンジ周辺地区で、もう1地区は太田藪塚IC周辺地区で、インターチェンジ周辺の2地区を候補地と位置づけた中で、今回、太田強戸スマートインターチェンジ周辺地区は編入するという形になっております。

以上でございます。

(大澤委員)

市のマスタープランとは整合がとれているのですか。今のマスタープランとは。

(事務局)

県の区域マスタープランということです。

(大澤委員)

市の方は。

(事務局)

市の方も、原則、既存工業団地の拡張という形で、あとIC周辺については、そういう活用を想定ということで、整合はとれています。

(大澤委員)

わかりました。

2つ目ですが、先程来、意見書の意見で、地区計画を作成するという話もありましたが、今回8つの地区で、地区計画を新たに策定する場所はどこでしょうか。

(事務局)

地区計画につきましては、全地区で設定しております。

(大澤委員)

もう策定しているのですか。

(事務局)

今回の区域区分の告示とあわせて、地区計画の告示も予定しております。

(大澤委員)

それは非常に良いことだと思いますが、県の方針としては、新しく市街化区域に編入するときは、地区計画をあわせて策定するというような考えで進めているのですか。

(事務局)

そのとおりです。基本的にはやはり地区ごとに課題がありますので、住居系に近いところなどの配慮をするために地区計画を設定してもらいたいというように、線引きの時には言っております。

(大澤委員)

あと御説明の時に、どういう地区計画を策定するのもお話していただけるとわかりやすいかなと思います。

(事務局)

次回から、概要を説明するときに追加させていただきます。

(丸山会長)

その他、いかがですか。

それでは、御質問もないようなので、御意見を伺いたと思います。

第2号議案について、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

異議はないと認め、そのように決定させていただきます。  
ここで、換気等のため5分間の休憩をとらせていただきます。  
5分後の11時に再開とします。

(10時55分～11時 休憩)

(丸山会長)

再開してよろしいでしょうか。  
それでは、引き続き審議をお願いします。  
第3号議案「館林都市計画区域区分の変更 第8回定期見直しについて」を上程いたしますので、事務局から説明をお願いします。

(小島次長)

それでは、第3号議案「館林都市計画区域区分の変更 第8回定期見直しについて」を御説明いたします。  
お手元の議案書8ページと併せて、添付図面の図-23又はスクリーンを御覧ください。  
本議案も、人口フレームと市街化区域及び市街化調整区域の区分について見直しを行うものでございます。  
今回、区域区分を変更する箇所は赤線で囲まれた5つの区域となっております。

1番の明和町役場庁舎周辺地区は、明和町の中央部に位置し、明和町役場を含む複数の公共施設が既に立地しているエリアでございます。

2番の明和東部工業団地地区は、明和町の東部に位置し、東北自動車道と利根川に接しているエリアでございます。

3番の明和矢島地区は、明和町の西部に位置し、平成30年3月に全線開通した国道122号館林明和バイパスに接しております。

4番の千代田中森地区は、千代田町の東部に位置する千代田工業団地の南側に接しております。

5番の邑楽中央地区は、邑楽町の中央に位置し、邑楽町役場を含む複数の公共施設が既に立地しているエリアでございます。

お手元の議案書9ページを御覧ください。議案書の御説明をさせていただきます。

「館林都市計画区域区分を次のように変更する」、「1番、市街化区域及び市街化調整区域の区分、計画図表示のとおり」、とありますが、こちらは後ほど御説明いたします。

2番、人口フレームにつきましては、第1号議案の内容と同じとなりますので省略させ

て頂きます。

お手元の議案書10ページをご覧ください。

変更理由につきましては、人口フレーム及び区域区分を適切に見直すものでございます。

それでは、変更区域について、御説明いたします。

1番の「明和町役場庁舎周辺地区」について御説明いたします。お手元の添付図面の図-24又はスクリーンを御覧ください。

赤線で囲まれた区域が今回変更する区域でございます。

添付図面の図-25又はスクリーンを御覧ください。土地利用計画について御説明いたします。

本地区の現況は、明和町役場のほか、ふるさと産業文化館、ふるさと広場、明和こども園などの公共施設が立地しています。

また、南側に隣接している市街化区域にも、明和中学校や中央公民館、老人福祉センターなどの公共施設が集積しており、それらの地区と一体的な土地利用が図られているため、すでに市街地を形成している区域である既成市街地として、市街化区域に編入するものでございます。

本地区の用途地域は、公共公益施設以外の用途を制限する地区計画の決定と合わせまして、第二種住居地域とする予定となっております。

次に、2番の「明和東部工業団地地区」について御説明いたします。お手元の添付図面の図-26又はスクリーンを御覧ください。

赤線で囲まれた区域が、今回変更する区域になります。

添付図面の図-27又はスクリーンを御覧ください。土地利用計画について御説明いたします。

本地区は、明和町の東部に位置しており、線引き以前から立地している約10haの工場が既に集積し、館林ICまで約2.5kmという優れた立地条件にある範囲でございます。

そのため、工業系土地利用の増進を図るもので、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

本地区の用途地域につきましては、既存工場が立地している現況を踏まえまして、工業専用地域とする予定となっております。

次に3番の「明和矢島地区」について御説明いたします。お手元の添付図面の図-28又はスクリーンを御覧ください。

赤線で囲まれた区域が、今回変更する区域になります。

添付図面の図-29又はスクリーンを御覧ください。土地利用計画について御説明いた

します。

本地区は、明和町の西部に位置し、既存の明和第二工業団地と平成30年3月に全線開通した国道122号館林明和バイパスに接している範囲で、大規模集客施設や工場体験施設を有した施設の立地を想定しております。

おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、開発事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

本地区の用途地域につきましては、大規模集客施設や工場体験施設を有した施設の立地を想定した地区計画の決定と合わせ、準工業地域とする予定となっております。

次に、4番の「千代田中森地区」について御説明いたします。お手元の添付図面の図-30又はスクリーンを御覧ください。

赤線で囲まれた区域が、今回変更する区域になります。

添付図面の図-31又はスクリーンを御覧ください。土地利用計画について御説明いたします。

本地区は千代田町の東に位置しており、隣接する千代田工業団地や東側で造成中の千代田工業団地南地区と一体的な土地利用を図るもので、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、事業の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

本地区の用途地域につきましては、隣接する既存工業団地の用途地域と同じ、工業専用地域とする予定となっております。

次に、5番の「邑楽中央地区」について御説明いたします。お手元の添付図面の図-32又はスクリーンを御覧ください。赤線で囲まれた区域が、今回変更する区域になります。

添付図面の図-33又はスクリーンを御覧ください。土地利用計画について御説明いたします。

本地区は、邑楽町役場のほか、町立図書館、中央公民館、保健センター、都市公園などの公共施設が既に立地しています。また、路線バスや高速バスの結節点にもなっている交通拠点でもあることから、すでに市街地を形成している区域である既成市街地として、市街化区域に編入するものでございます。

本地区の用途地域は、公共公益施設以外の用途を制限する地区計画の決定と合わせて、第二種住居地域とする予定となっております。

添付図面の図-34又はスクリーンを御覧ください。

ただいま御説明いたしました第3号議案につきましては、表のとおり手続きを進めてまいりましたが、原案に対する公述の申出が1名からございました。

スクリーンを御覧ください。参考として、公述意見とそれに対する県の見解をお示ししております。

一つ目の意見要旨は、「人口フレームは、太田を含む東毛広域圏単位では分かりにくいので、表題にあわせて館林都市計画区域で表示すべきではないか。」、二つ目は、「郊外に拡大した土地は、都市計画税を免れている。郊外から旧市街地へ住民が回帰できるよう、旧市街地の固定資産税評価額を3割強切り下げるとともに、市町間の固定資産税の平準化を求める。」というものでした。

それぞれの意見要旨に対する県の見解は、「館林都市計画区域は、太田・桐生地域との通勤・通学における人の流動量が多く、一体の生活圏を形成しているため、人口フレームは太田を含む東毛広域都市圏で表示する。」というものでございます。

それからもう1点、「都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税として、市街化区域内に所在する土地及び家屋を対象に課税しているものでございます。

また、固定資産税評価額は、地方税法に基づき固定資産評価基準により算出するもので、都市計画でその扱いを決めることは出来ない。」となっております。

県としては、市町村と協力し、都市計画区域マスタープランの方針に基づき、住宅地は郊外部への拡大をやめ、既存集落も含めた「まちのまとまり」に誘導する取組を進めることとしております

こうした見解を付した原案を計画案として縦覧を実施したところ、意見書については提出はございませんでした。

以上で第3号議案の説明を終わらせていただきます。

御審議、よろしく願いいたします。

(丸山会長)

それでは、本議案について御質問・御意見はありませんか。ありましたら、よろしくお願ひします。

(田中委員)

この案件につきましても、全て地区計画が定められているということによかったでしょうか。

(事務局)

全地区、地区計画を設定します。

(田中委員)

あともう一つ、図の29ですが、観光用地というのは何か具体的に計画があるのでしょうか。

(事務局)

これについては町が主体に計画しておりまして、既存の商業施設とは一線を画し、業種が異なる、広域から人が集められるような、県にとっても周辺市町村にとっても有益になるような観光施設として考えております。

(田中委員)

ありがとうございます。

(丸山会長)

他にいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、御意見を伺いたいと思います。

第3号議案について、原案のとおり決定するということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは、そのように決定させていただきます。

都市計画の区域区分の議案については終わりでございます。

続きまして、第4号議案「渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたしますので、事務局から説明をお願いします。

(西田次長)

建築課次長の西田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、第4号議案について御説明いたします。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設については、都市計画でその敷地位置が決定されていなければ、建築基準法で建築が制限されますが、群馬県都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないものと認められ、特定行政庁が許可した場合は、建築が可能となっております。

本案件は、その建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、許可申請されたもので、許可権者の特定行政庁である群馬県知事が、本審議会に付議し、御審議いただくものです。

お手元の議案書11ページは群馬県知事からの付議書の写しでございます。

続いて議案書の12ページは付議案件の概要でございます。

名称は、「渋川都市計画区域内 産業廃棄物処理施設」です。用途地域は、用途地域の

またごうやま  
指定のない区域です。所在地は、渋川市金井字 又 郷 山 2 2 7 5 番 1、2 2 7 5 番 5、  
2 2 7 6 番 6 及び 2 2 7 6 番 7、敷地面積は、4.941.12 m<sup>2</sup>、主な施設は、産業廃棄物処理

施設、処理能力は、木くずの破碎で、一日あたり最大173tの処理能力となっております。

本施設は、処理能力が1日あたり5tを超える木くずの破碎施設であり、建築基準法第51条で規定する「その他政令で定める処理施設」に該当しております。

申請の経緯について御説明いたします。

本施設は、当初、重機類の駐機場として使用しておりましたが、業務の拡張として、木くずの破碎処理施設を設けたいと計画し、平成10年より関係官庁の指導のもと、関係する法令に基づく各種許認可を取得し、平成13年1月より移動式木材破碎機の駐機場として、平成14年4月より、産業廃棄物系及び一般廃棄物系の、木くずの露天破碎施設として稼働し、現在に至ります。

現在までに木材破碎機は3回入替えを行ってきました。今回の計画は、現在使用している木材破碎機が老朽化してきており、使用不能となる前に同型の木材破碎機に入替えるものとなっております。過去3回の入替え時の申請におきましては、「建築基準法第51条ただし書き」の許可は不要との指導により、今日に至っていましたが、今回、入替えに伴う廃棄物処理法の事前協議を行ったところ、移動式型破碎機を土地に定着して破碎処理を行うことは工作物に該当するとの判断により、「法第51条ただし書き」の許可が必要となったものです。

本案の詳細を御説明させていただきます。

議案添付図面35ページを御覧ください。または、スクリーンを御覧ください。

渋川都市計画図です。ページ上部が北東となっております。中央の赤い丸が申請地、茶色の線が主な道路となっております。申請地の南東3.6km先に渋川市役所があります。申請地から最も近い学校は、北東416mにあります渋川市立金島小学校です。

続きまして、図-36、または、スクリーンを御覧ください。付近見取り図となっております。

赤で囲った部分が申請敷地です。ピンクの囲いは申請敷地境界から100m及び300mの範囲を示しております。住宅は緑色、工場は紫色、水道施設は水色、学校は黄色で着色しております。赤と青の矢印は、市道折原川島線から敷地への搬出入経路となっております。

周辺状況は、北側は住宅及びコンクリート工場跡地、東側は山林、南側はリサイクル工場及び山林があり、西側は山林が広がっております。申請敷地に最も近い住宅は北側となり、直線距離は約215mです。敷地境界から100mの範囲内に学校、病院、診療所、図書館、保育所及び公園などはございません。申請地付近には、通学路に指定された道路はございません。

続きまして、図-37、または、スクリーンを御覧ください。敷地配置図となっております。

す。

赤色で塗られている破砕機が、廃棄物処理施設に該当する工作物になります。緑地帯は黄緑色に着色しており、北側、東側、西側に配置されております。敷地周囲は高さ1.5mのネットフェンスで囲われており、西側には高さ3.5mの飛散防止塀および高さ2mの防音塀、南側は高さ2.4mから6.5mの防音壁が設置されています。

次に、図-38を御覧ください。敷地内動線図を示しております。赤色矢印が処理前の木くずの流れになります。木くずの搬入車両は、市内の別敷地にある事務所の台貫にて計測した後、当該敷地へ搬入いたします。敷地南側の市道・折原川島線より敷地内に入り、展開場で木くず以外の混入がないかを確認後、①の場所から木くずを投下いたします。投下された木くずは重機類で②の処理前木くず置き場に保管いたします。保管した木くずを、③の重機にて木材破砕機に投入し、④で破砕処理し、⑤の<sup>ふるい</sup>篩機にかけます。

次に、青色矢印が処理後の木くずの流れになります。<sup>ふるい</sup>篩機で<sup>ふる</sup>篩分けられた処理後物は、粗い物と細かい物を分けて⑦の処理後物置き場に保管いたします。出荷にあたっては、自社の運搬車両に、⑦の処理後物置場より重機を使用し積込み出荷いたします。

なお、搬入車両が多い場合は、事務所で受付の際、処理施設への搬入を調整し、搬入路の滞留を防止します。処理後物の粗いものは、バイオマス発電所へ、細かいものは、有機肥料工場の水分調整材及び畜産農家の家畜の敷き材等として出荷されます。

雨水については、油水分離槽を経由し、敷地北側にあります防災沈砂池にて、一時貯留させる計画となります。一時貯留された雨水は浸透処理されますが、貯留施設の許容量を超える降雨があった場合は、そのオーバー分に限り所有地である隣地へ放流いたします。現在までオーバー分が放流されたことはありません。

粉じん対策として、木くずを破砕機に投入する前に散水を行い、湿気を帯びた状態で破砕いたします。また、処理後物の保管は、シートで被覆いたします。

騒音対策としては、西側に防音塀及び南側に防音壁を設置しています。いずれの測定場所においても、基準値未満となっております。

振動対策としては、破砕機は低騒音であること、破砕機にスプリング等がついており、振動を抑制するなど周辺の地域住民等に対し、適切に配慮した計画となっております。いずれの測定場所においても、基準値未満となっております。

以上が、処理工程の説明となります。

続きまして、図-39、これは今御説明いたしました工程につきまして、実際の写真をつけて御説明をしているものとなっております。

図－４０は、廃棄物処理施設の設置手続きの概要でございます。

１の廃棄物処理施設の事前協議でございますが、令和２年８月５日に事前協議は終了しております。

また、２の廃掃法に基づく施設の設置許可でございますが、令和２年９月４日付けで変更許可申請書を提出しており、現在審査中であります。

建築基準法第５１条ただし書きに基づく許可を中央に示しておりますが、現在審査中としてあります。

本許可が得られたのち、関係法令等の手続きを経て、施設の稼働開始は、令和２年１２月上旬頃との申請者の意向を伺っております。

スクリーンによる説明は、以上となります。

続いて都市計画上の支障の有無について、補足説明をさせていただきます。

計画施設は、循環型社会の推進に寄与する、社会経済上必要な施設となっております。申請地においては、平成１４年より現在に至るまで破砕事業を行っており、地域住民と良好な関係を保ちつつ、１５年以上にわたる操業を継続しております。また、稼働以来、事故や苦情等もなく、周辺住民からも事業に対して御理解をいただいております。これらのことから、計画は適切であり、その敷地の位置が都市計画上支障のないものと判断し、本審議会に付議するものです。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

ありがとうございました。

それでは、本案につきまして、御質問・御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

(小林委員)

フィット法の関係で、駆け込みで非常に木くず等の一般廃棄物が増えています。特に赤城の南面等では、太陽光パネルの設置に伴い、私有林の伐採が非常に増え、木くずの発生量が非常に増えていると思います。

こういう施設は非常に必要だと思いますが、基本的なデータとして、以前、桐生か何かの時に質問したと思いますが、例えば前橋とか渋川に木くずを扱う産業廃棄物処理施設が何カ所くらいあるのか。例えば他県からどのくらいの産業廃棄物が、今回は木くず等で構いませんが、どれくらい発生して、何カ所くらい一般廃棄物の木くずの処理施設があって、廃棄物の処理施設でも木くずを扱えるところと扱えないところがあると思いますので、木くずを扱っているところが何カ所くらいあって、ここは処理能力が１７３ｔ／日ですが、どれくらいの処理能力がある、そういう基本的なデータを個人的に知りたいと思っています。

今後こういう処理施設関連の話が出てくると思いますが、特に今年は３月にフィット

法が変わったので、駆け込み申請が非常に多く、渋川東部でも年間何十カ所という太陽光パネルの設置申請があります。そういったところで、私有林の伐採がものすごい勢いで行われています。ここで発生する木材系の処理施設として、こういうところが非常に重要で必要だと思いますが、基本的に県にどれくらい処理施設があって、木くずの処理がだいたいどれくらいなのかという、そういう基本的なデータを、例えばこういう施設の設置だとか拡張だとかを判断するときに、こちらとしては知っておきたいなと思っています。

今回はいいのですが、例えば次回等の審議会で、この辺のデータを開示していただけると、別の委員会等で、再生エネルギー関係の審議会にも参加しておりますので、そういったときの判断にも私としては使えるので、是非県としてデータを収集していただいて、教えていただけるとありがたいと思います。

この申請に関しては、全然問題ないと思います。先ほどの御説明でよくわかりましたので、よろしいかと思いますが、是非データを教えていただければと思います。

(丸山会長)

私もうろ覚えなんですけど、前も先生からそういう御指摘をいただいて、全体的な産廃のキャパシティとかを提示していただけるとよろしいのではないのでしょうかとお願いした覚えがありますので、今後、そのように検討していただければと思います。

その他、何かございますか。

(大澤委員)

この手続の中で、周辺住民への説明などは行っているのでしょうか。

(事務局)

この施設は、以前からやっている施設であります。また、今回、許可申請が出るにあたって、付近の住民等に対しては説明を行っております。

(大澤委員)

それは今のフローの中でいうと、どの手続ですか。

(事務局)

申し訳ありません。失礼いたしました。廃掃法の方で、手続は省略としておりますので、(建築)基準法としては、それに沿って、特に付近住民については説明を行っておりません。

(大澤委員)

確認ですが、事前協議の中で説明や意見書の提出の手続が省略となっているというのは、何か今回の設置に関しては、対象外になるという要件があるのですか。

(事務局)

廃掃法の手続についてですので、その辺の細かい手続については、申し訳ありませんが

こちらでは把握しておりません。

(丸山会長)

これは前からやっていて、前から露天に機械を置いてやっていたと、それは建築物ではないから、こういう入れ替えのときに建築基準法の51条かなんかの対象ではなかったが、今回初めてこうあげたと、そんな御説明だったですよ。

今回、機械を入れ替えるというんですか。それとも、機械は前のままで、追加的に許可するみたいなものですか。

(事務局)

機械については、前と同じ型です。

(丸山会長)

そうですね。それなので多分、前と同じ型なので、住民に説明していないのではないですかね。何も変わらないので。

(大澤委員)

法律上、必要はないということであれば別に。

(丸山会長)

必要はないということで、廃掃法でも手続が省略でいいということだと思いののですが、いかがですか、どなたかそのあたりは。

(後藤委員)

実は、私は平成13年頃、県庁職員で廃棄物の担当だったんですが、事前協議というのは、県の事前協議規定で、これは行政指導でやっているものなんですね。その中で、元々過去から、今委員長が仰ったように、元々やっていて、それに何か多少の変更をするような、軽微な変更みたいなケースの場合は、特に環境が大きく変わることがないので、こういった住民への説明とか市町村への意見聴取といったそういうものを省略していくんですね。これが新しく作る場合には、きちり説明会とか周辺住民の同意とかを取らせるようにしているのですが、県の運用としてこういう形でやっています。

(大澤委員)

ありがとうございます。

(丸山会長)

他には何かございますか。

それでは、御意見を伺いたいと思います。

本案について、都市計画上の支障はないということを決定するというので、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは、そのように決定させていただきます。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

最後に、「3 その他」について、事務局から何かございますでしょうか。

(眞庭課長)

次回、第195回審議会でございますけど、お手元に配布させていただいた資料のとおり、来年3月の開催を予定しております。具体的には、会長に御相談して期日を決定させていただきたいと思います。年度末の慌ただしい時期の開催で申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(丸山会長)

そういうことだそうですが、よろしいでしょうか。

(特になし)

(丸山会長)

それでは、そのようにさせていただきます。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(特になし)

(丸山会長)

ないようでございますので、本日の審議会はこれで閉じたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

(閉会 11:40)